

2019年11月26日

協議会会員各位

一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会  
代表理事 柴田 美奈子  
(公印省略)

## 「特定行為研修修了者による意見交換」ワーキング発足及び ワーキングご参加のご案内

この度、2019年度の活動として特定行為研修を修了した訪問看護認定看護師を集めワーキングを発足し、特定行為研修や新たな認定教育課程に関する意見交換をさせて頂こうと考えております。以下の内容で運営致しますので、該当する方はぜひご協力頂き、ご参加頂きたく存じます。

### 【活動内容】

ワーキング名：特定行為研修修了者による意見交換

メンバー：協議会正会員であり特定行為研修を修了した者

目的：

- 1.特定行為研修を修了した者に対し協議会内で横の繋がりを作り、意見交換の場を作ること
- 2.意見交換によって出てくる現場の実情や意見をまとめ上げること
- 3.新たな認定教育課程に関する今後の方向性について幅広く意見をもらうための方策を検討すること
- 4.ワーキングで意見書を作成し、日本看護協会などへ提出すること
- 5.協議会内へ情報発信をし、今後の特定行為研修受講予定者への情報提供を行うこと

オブザーバー：必要時に出席頂き、国や看護協会の政策的方向性を指導・助言することを目的として、  
次の方への依頼

公益社団法人 日本看護協会 常任理事 荒木暁子様

公益財団法人 日本訪問看護財団 常務理事 佐藤美穂子様

活動日程：(第1回) 2020年1月11日(土) 13:00~16:00 予定

(第2回) 2020年2月9日(日) 10:30~12:00 予定

活動日は上記2回とするが、ワーキング自体は2019年3月末日をもって終了とする

謝金等：協議会ブロック活動規程により支払いを行う

諸謝金		会議出席謝金として1回、3,000円（税別）
旅費交通費	交通費	定期券の範囲外・原則としてICカード料金精算（グリーン車の利用はできません） 出発地から日本訪問看護財団までの最も経済的な経路・料金で申請することとする
	宿泊費	実費精算。ただし、支給額上限1万円とする

#### 【参加について】

前述のメンバーに該当する方は、ぜひ積極的なご参加をお願いしたく存じます。

別途添付致しました「特定行為研修修了者による意見交換」参加申込書に必要事項をご記入いただき、**12月10日（火）までに事務局へFAX**をお願い致します。

なお、誠に申し訳ございませんが、今回のワーキングは協議会正会員で特定行為研修修了者によるものとさせて頂いておりますので、何卒ご了承ください。（ご参加する方は、修了された特定区分を確認させて頂くため、ワーキング当日に修了証のコピーをご持参ください。）

現在、特定行為研修修了者が続々と誕生し、また、次年度より認定教育制度の再構築により特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育（B課程）が開始致します。しかし、在宅ケアに関してはまだ教育機関が決まっておりません。このような今だからこそ、訪問看護認定看護師であり特定行為研修を修了した方の声が、大変重要になっております。

現場のためにも、今後の認定教育のためにも、この協議会から声をあげて行きたいと考えております。

ぜひともご協力頂けますよう、よろしくお願い致します。

「特定行為研修修了者による意見交換」お問合せ先 - - - - -

一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会

（事務局） [Tel:03-5778-7008](tel:03-5778-7008) fax:03-5778-7009 mail:kyogikai@jvnf.or.jp

担当 野崎加世子（協議会監事・東海北陸ブロック）